

第3号様式（第4条第1項）

平成29年3月16日

君津市議会議長 安 藤 敬 治 様

教育福祉常任委員長 保 坂 好 一

行政視察結果報告書

君津市議会行政視察取扱要綱第4条第1項の規定により、次のとおり報告書を提出します。

記

- 1 期 日 平成29年2月6日（月）から
平成29年2月7日（火）まで
- 2 視 察 先 静岡県磐田市・掛川市
- 3 調査事項
（1）コミュニティスクールについて（磐田市）
（2）障がい者新規就労500人サポート事業について（掛川市）
- 4 参加議員 保坂好一、平田悦子、佐藤葉子、石上塁、
奈良輪政五、三浦章、三浦道雄
- 5 経 費 別紙のとおり

教育福祉常任委員会行政視察経費

① 宿泊日当	145,600 円 = (14,800 円 × 1 泊 + 3,000 円 × 2 日) × 7 人
② 借上げバス代金	206,290 円
③ 高速道路通行料	21,610 円
④ 視察先手土産代	4,000 円
⑤ 車賃	4,500 円

合 計 382,000 円

静岡県磐田市

日 時：平成29年2月6日（月）午後1時30分から3時

場 所：磐田市役所・竜洋中学校

出席者：磐田市議会 加藤文重 民生教育常任委員長

議会事務局 飯田剛典事務局長、青島治子主任

1. 磐田市の概要 ※（ ）内は君津市

人口（H28.12.31現在）：170,419人（86,552人） 面積：163.45km²（318.81km²）

一般会計：616億6千万円（281億5千万円） 議員定数：26名（24名）

磐田市は日本のほぼ中央、静岡県西部の天竜川東岸に位置し、遠州灘に面している。江戸時代は東海道53次の見付宿として繁栄し、東西交通の要所として発展してきた。東海道本線の敷設後、中泉地区が発展し、見付と中泉が合併した後、郡の名に由来した「磐田」の名前で呼ばれるようになった。平成17年4月1日には、旧磐田市と3町1村が合併し、現在の磐田市となった。

産業では、ベルベット・コードデュロイといった繊維産業に加え、ヤマハ発動機やスズキ自動車の企業城下町となっている。また、農業においては、温室メロンや茶、白ねぎ、海老芋などが有名。

隣接する浜松市の衛星都市としても位置付けられるほか、「スポーツのまち」として、小中学校のグラウンドの芝生化や総合型地域スポーツクラブの育成、スポーツによる健康づくりの推進、スポーツ合宿やスポーツ大会の拠点づくりなどにも力を入れている。

2. 調査事項

コミュニティスクールについて



■コミュニティスクールとは「学校運営協議会」制度による学校の通称

（「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」平成16年6月に改正）

学校と保護者や地域住民が、ともに知恵を出し合い学校運営に意見を反映させることで一緒

に協働しながら子供たちの豊かな成長を支え「地域と共にある学校づくり」を進める仕組みです。

■地域とともにある学校づくりの推進

保護者や地域住民が、子どもを抱える課題や学校の様々な課題に対して、地域ぐるみで課題解決に参画し、それぞれの対場から主体的かつ協働して子どもたちの成長を支え、質の高い学校教育の実現を図る仕組みです。いわゆる地域力を学校運営に生かす試みです。

■学校運営協議会の主な役割

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5)

教育委員会が学校運営協議会を置く学校を指定

- ・校長が作成する学校運営の基本方針を承認すること（必須）

- ・学校運営について、教育委員会または校長に意見を出すことができること（任意）

学校運営協議会制度の導入により変わる事とは
地域住民や保護者が一定の権限と責任を持って学校運営を行う。

*公立学校の仕組みを大きく変える画期的な制度

従来、保護者や地域住民にとって「与えられたもの」という感覚でしかなかった学校が、行政、学校関係者、保護者、地域住民が「ともにつくるもの」に変わる。



■磐田市のコミュニティスクール（学校運営協議会）の背景と経緯

平成11年「学校協議会」を設置・平成12年「学校評議員制度」開始

- ・学校運営への保護者や地域住民等の参画を得て地域に開かれた信頼される学校づくりを推進。

平成17年度 1市3町1村が合併

- ・小学校23校、中学校10校が各地域の実情に応じた学校協議会を設置。

平成25年度 学校協議会を学校運営協議会制度に移行 4校開始

- ・学校運営への保護者や地域住民の参加・参画の推進。

平成27年度 学校運営協議会を全小・中学校に設置 32校

- ・現在の教育を取り巻く問題や課題を解決。

■磐田市の目指すもの

一体となり学校経営及び運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組んでいき、地域とともにある学校を目指す。

■学校運営協議会による学校運営への参画

- (1) 校長が作成する学校運営の基本方針の承認
 - ① 教育課程の編成に関すること
 - ② 学校経営計画に関すること
 - ③ 組織編成に関すること
 - ④ 学校予算の編成及び執行に関すること
 - ⑤ 施設管理及び施設設備等の設備に関すること
- (2) 学校運営について、意見を述べる
- (3) 学校の運営状況等について、評価をする

■地域の教育力を生かした教育の推進

コミュニティ・スクールディレクター等の活動により、学府（小中学校）と地域をつなぐ仕組みを体系化し、地域の教育力をさらに生かした学校協力を推進する。

■コミュニティ・スクールディレクターとは

- ・学校の地域に対する要望や、地域の学校に対する要望を集約し、学校と地域をつなげる役割。将来的には、学府を1つの大きな地域として考え、各小中学校とつなぎ、地域の幅広い教育力を生かす。

■コミュニティ・スクールディレクター等の活動

- (1) 地域の教育力を生かした教育活動に関する地域の人材発掘や学校サポートチームを組織し、子供の学びに対する学校ニーズに的確に対応する。
例：授業でミシンを教えるため、補助的な役割を地域「人材」にお願いする
- (2) 地域の人材（交流センター等が抱える人材）と学校の教育をつなぐ。
例：校外学習の際に、同伴してくれる方を地域にお願いする

■学校運営協議会による協働の考え方

○学校の抱える課題 ⇒ 学校と地域住民との協働により取り組む

○地域の抱える問題 ⇒ 地域住民と学校との協働により取り組む

学校運営協議会委員の状況（市内３２校）

構成委員	人 数
自治会関係者	８４人
P T A 関係者	８３人
有識者	４６人
主任児童委員	２７人
交流センター関係者	２７人
民生児童委員	１８人
ボランティア関係者	１２人
交通安全関係者	６人
幼稚園関係者	６人
人権擁護委員	６人
社教、同窓会、C S ディレクター	１１人
合計	３２６人

■学校運営協議会の取り組み内容

- ・次年度の学校運営方針及び教育課程の承認
- ・こういう学校であってほしい（学校運営協議会委員の願いの具現化）

協 議（学校運営協議会で）

- ① 学校東側の交通量が多い
⇒ 歩道はできないだろうか
- ② 学校のシンボルはどうするのか
⇒ ３０年までに募金を集める
- ③ 新しい駅ができるが安全な通学は
⇒ 通学路はどうすればよいか



実際に学校運営協議会を傍聴

要 望（地域から学校へ）

- ① 不登校を減らしたい ⇒ 地域でできることはないか
- ② 夏祭りに児童を派遣できないか ⇒ ４年生ソーラン節披露

③ 児童が自治会の行事に積極的に参加できないか ⇒ 学校で呼びかけ

見学・体験・実施（学校開放）

① 給食を試食、アレルギー対応食について質疑 ⇒ 学校対応に感謝

② 生徒会と自治会の話し合いを計画 ⇒ 地域をさらに良くする活動

③ 学校南側駐車場の整備 ⇒ 自治会・保護者・職員で整備

先進実践校視察

各地域の特色（風土等）に合った場所を選定しての視察

・東京都三鷹市、京都府京都市、山梨県甲斐市など

■ 26年度のCSディレクターの取り組み一例

☆職場体験の受入事業所との連絡調整 ☆地域ボランティア参加依頼、連絡調整

☆オイスカ高校留学生との交流補助 ☆クリーンデー 計画運営補助

○各会議の記録の作成 ○ボランティア募集

○コミュニティルームや昇降口の掲示 ○文化発表会PTAバザー計画運営実行

■ 成 果

- ・職場体験（キャリア教育）新規訪問先の開拓
- ・学校ボランティア（学校支援、教育支援、学習支援）活動の集約により体系化することができ、効率的な運用がなされた。
- ・交流センターとの連携を深め、地域行事への参加等、連絡調整ができた。
- ・校内の意見を吸い上げ、地域との連携を深め、地域関係行事が実施できた。
- ・職員が従来してきた、連絡調整を双方の勤務時間内で解決できるようになった。

■ 今後の課題（研究指定校における課題）

- ・教職員側のコミュニティスクールへの理解の促進や研修が必要
- ・人材頼りの部分が大きいので、後継者育成と人材確保が必要
- ・職員との連絡調整や外部等との連絡調整が必要なため、専用のPC，専用の机等がきちんと確保できるようにして、円滑な事務処理が行われるようにしたい。

■ 今後の取り組み

- ・更なる理解を地域、学校が持ち続ける。
- 課題を学校だけではなく、地域とともに解決の道を探してゆく。

- ・地域の教育力をさらに生かした学校教育の推進をコミュニティ・スクールディレクター等の活用により、学校・地域をつなげる仕組みの体系化を図る。

(学校運営に参画してゆこうという意識の高まり)

3. 所 感

磐田市では、平成 17 年 4 月 1 日に旧磐田市と 3 町 1 村が合併し、現在の磐田市となり、この頃から学校協議会が開催され、また、幼小中の一貫した教育の取り組みも始められた。

また、静岡県教育振興基本計画に「有徳の人づくり」があります。自らの資質・能力を伸長し、個人として自立した人であり、多様な生き方や価値観を認め、人としての関わり合いを大切にする。社会の一員として、より良い社会づくりに参画し行動する人。この「有徳の人づくり」を根幹に、幼小中の一貫した基盤づくりに磐田市は進んでいることがわかりました。

竜洋中のグランドデザインには、基盤となる考え方として、「安全・安心な学校づくり、信頼される学校づくり」であり、その中には地域との密接な関係を保つことや「3 ゼロ + 2」の徹底と教職員の意識向上が掲げられています。

そして、実行力の捉えでは

- ・自らの目標を見出している
- ・自分の事だけではなく、ひと、もの、ことに気を配り、よく気がつく。
- ・とことん考え、新しいものを（考え・自分・集団など）を創りだす。
- ・相手や周囲の人を思いやりながら、共に磨き合い高め合っていく。
- ・目標に向かって自分らしさを発揮し、粘り強く行動している。
- ・全力で取り組んだ成就感を持つと同時に、次にそれを生かそうとしている。

などが掲げられ実践されています。

大人も子どもも、皆それぞれの立場をふまえ、地域と共に学び合い、「有徳の人づくり」をしているのだと感じました。

＊「3 ゼロ + 2」とは

3	わいせつ 0	2	情報の厳重管理
	交通事犯 0		
	体 罰 0		適正な会計及び事務手続き

静岡県掛川市

日 時：平成29年2月7日（火）午前9時30分から11時

場 所：掛川市役所

出席者：掛川市議会 草賀章吉 文教厚生常任委員長

議会事務局 岡本孝子

健康福祉部福祉課 500 人サポート推進室 三浦室長、横山、荒木

1. 掛川市の概要 ※（ ）内は君津市

人口（H28.12.31 現在）：117,792 人（86,552 人） 面積：265.69 km²（318.81 km²）

一般会計：468 億 7 千万円（281 億 5 千万円） 議員定数：24 名（24 名）

江戸時代、掛川市は掛川藩、横須賀藩の城下町であり、東海道の掛川宿、日坂宿として、また掛川城の城下町から発展してきた。平成17年4月1日、旧掛川市と2町が合併し、現在の掛川市となった。農業が主要産業の一つで、緑茶の栽培は全国屈指の産出量を誇っているが、東海道新幹線や東名高速道路の敷設とともに工業団地の誘致に成功し、製造品の出荷額が1兆円を超える県内有数の工業都市となった。

2. 調査事項

障がい者新規就労500人サポート事業について

■事業概要

平成25年から平成28年度までに、就労を希望する障がい者を新規に500人就労させることを目指す、掛川市独自の障がい者就労支援事業。

掛川市内の障がい者及び不就業者数推計（平成25年4月1日現在）

	総数	15 ～64 才	不就 業率	不就業者数 (推計)	就労を希望 する割合	就労を希望する 人数 (推計)
	(A)	(B)	(C)	(D) = (B) × (C)	(E)	(F) = (D) × (E)
身体障がい	4012 人	1308 人	53.7%	702 人	40.9%	287 人
知的障がい	823 人	615 人	43.3%	266 人		108 人
精神障がい	388 人	340 人	80.6%	274 人		112 人
計	5223 人	2263 人		1242 人		507 人

- ・ 500人の算定は上記表により算定していますが、働く意欲のある障がい者全員の就労を目指す象徴的な意味を表す数字「500」を事業名に掲げている。

■事業対象

(1) 就労の範囲

一般就労に加え、福祉的就労（就労移行支援、就労継続支援A型・B型）も対象

(2) 対象者の範囲

① 障がい者要件

- ・ 障害者手帳を有するもの、難病により就労支援サービスを受けている者

② 住所及び就労場所要件

- ・ 掛川市内の住所を置き、市内外の事業者

- ・ 掛川市外に住所がある障がい者で、掛川市内の事業者



草賀章吉 文教厚生常任委員長

■主な実施事業

(1) 障がい者就労推進協議会等の組織

障がい者就労を適切かつ円滑に推進するために、有識者、企業関係者、福祉関係者、当事者計17名からなる推進協議会を組織。

平成25、26年の2か年に渡り、事業実施方針について協議を行った。

(2) 500人サポートの推進室の設置

障害がい者と事業者や関係機関関係者等との仲立ちをし、就労を円滑に進める機関として、市役所福祉課内に27年4月1日に設置。室長ほか4名の職員から構成。

主な業務は、就労相談、本人との伴走支援、企業訪問、関係機関との連携や情報提供等。

(3) 障がい者優先調達推進法による障がい者就労支援事業者からの物品購入等の推進

- ① 障がい者就労施設等から購入可能な物品や委託可能な業務についての全庁的洗い出しを実施。

- ② 当初予算前における、障がい者優先調達推進法の説明会の開催。

③ 障がい者就労施設からの各部局における購入等義務付け。

(予算規模の数%規模)

これらの取り組みにより、平成２７年度調達実績は前年比の１．５倍の
６，３２３千円となった。なお、２８年度の目標値は３，０００千円
(１月末で１５，０００千円)

④ 新規契約としては、コピー用紙の発注、文具消耗品の発注、給食セン
ターの食材の提供、チラシの発注を行った。

(４) その他

①障がい者就労関係機関との連携を図る体制の構築。

②静岡労働局、ハローワーク掛川との協定締結(平成２７年１２月)

③『障がいのある人の「働きたい」をかなえる条例の』の制定
(平成２８年３月)

④障がい者就労支援講演会の開催(２９年２月、８０名参加)

⑤障がい者ミニ就職面接会の開催(平成２９年２月)

⑥その他

■事業実績及び障がい者雇用状況

(１) 障がい者就労実績(２５年度以降、２８年は１１月までの実績)

(人)

項 目	２５年度	２６年度	２７年度	２８年度	総計
総 数	１１６	１２０	１７３	１５２	５６８
内、一般就労	６９	６８	１２５	１１６	３７８
内、福祉的就労	４７	５２	４８ね	４３	１９０

掛川市障がいのある人の「働きたい」をかなえる条例(前文抜粋)

障がいのある人もない人も、誰もが働くことに生きがいを感じながら充実した
日々を過ごすことができる地域社会の実現は、市民全ての願いである。

このような地域社会を実現するためには、全ての市民が障がい者の雇用につい
て理解を深めるとともに、障がい者に働く機会を提供する取り組みを社会全体で
推進していくことが重要であるとの認識の下、障がい者が、その特性に応じて能
力を発揮し、多様な生き方が可能となるような環境の整備が求められている。

障がい者が夢や希望を抱いて働き、自立した生活を送ることができる地域社会

の実現に向け、市、事業主、事業主団体及び市民が協働の精神に基づき、それぞれの責務を果たすことを決意し、この条例を制定する。

■ 500人サポート推進室（事業の流れ）「H27/4～H28/12 実績」

（１）目的

ご本人の自立⇒障がいがありながらも就労することで安定した生活をしていただきたい。

（２）対象者

掛川市在住の障がい手帳を取得している方

（３）利用者の状況

①来庁者・・・・・・ 186人

登録・・・・・・ 142人

問い合わせ・・・・ 44人（サポート内容の確認等）

②電話問い合わせ・・ 25人（サポート内容の確認）

（４）登録者142人

男性・・・・ 65％ 女性・・・・ 35％

（５）サポート内容

基本的な考え方⇒本人の希望に沿って、ご本人と一緒に考え（相談）、一緒に行動する（同行）職業の紹介・斡旋はしていない⇒ご本人と一緒に探す。

（６）サポートの流れ

①初回面談

本人の希望（職種、通勤エリア、時間、日数）を確認

登録シート・個人情報同意書にサインしてサポートスタート

②ハローワークへ同行⇒ご本人が希望する求人検索

障がい者求人 ⇒ 応募

一般求人 ⇒ 企業へ職場見学・面接を要請

③企業へ同行 ⇒ 職場見学・面接

④定着サポート

1回／月程度の企業訪問による状況確認

（７）就労実績

就職者の延べ人数・・・・ 106人（男性 59人、女性 47人）

障がい者別分析

- ・身体 29 人、知的 30 人、精神 33 人、複合 7 人、難病 7 人

(8) 年代別分析

- ・10 代 3 人、20 代 31 人、30 代 15 人、40 代 26 人、50 代 22 人、60 代 9 人

(9) 就職者 就活日数

- ・30 日以内 21 人、60 日以内 32 人、90 日以内 12 人、180 日以内 20 人
180 日以上 21 人

(10) 就職者 応募求人

- ・障がい者求人 13 人、一般求人 86 人、福祉作業所 7 人

(11) 応募する求人

①ハローワークの障がい者専用求人

掛川ハローワーク管轄の掛川・菊川・御前崎の三市合計の障がい者求人は 20 件(29 人分)一般求人倍率 1.2 倍に対して、障がい者求人倍率は 0.03 倍という現実⇒障がいのお持ちの方は、その少なさに仕事探し、応募を諦めて締まっている。

②ハローワーク、求人誌、ネットの一般求人

推進室ではハローワークの検索は、障がい者求人だけでなく一般求人も検索ご本人が希望した一般求人の企業への訪問⇒職場見学及び面接の要請⇒その後同行訪問

③支援員の企業開拓

ご本人が希望する通勤エリア・職種に合わせて企業訪問することで求人を開拓

④障がい者雇用を理解して頂けそうな企業への打診

推進室が行うアンケート

⑤推進室へ企業からの直接オファー

(12) 推進室が企業に理解を求めていること

障がい者雇用ではなくご本人が「戦力」となり得ることである。

■就業業種

- ・製造業 26%、商業 19%、接客娯楽業 12%、農林業 9%、保健衛生業 7%、清掃畜産 5%、運輸交通業 5%、建設業 4%、金融広告業 1%、官公署 1%
その他 4%、事業所 7%

- ・就労当初での配慮

応募前 ⇒ 実際に体験してみる

- ・職場体験 ・職場内訓練

応募時 ⇒ ご本人に無理がないような条件を企業に提示し理解を求める。

- ・障がい者トライアル雇用・ジョブコーチ制度の利用

- ・就職者実人数・・・73人

(性別、男性42%、31人・女性58%、42人)

- ・未就職者人数・・・69人

就職に至っていない要因

- ①応募先が選べない

- ・条件に対する本人のこだわりが強く、妥協が出来ない。
- ・仕事に対する不安が先行してしまう。

対策⇒推進室から求人者の情報提供により、応募を促す。

- ②通勤の問題

- ・障がい者は、免許・自家用車を所有していない人が多い

⇒ 移動手段は公共交通機関を利用

⇒ 市内循環バスが片回り

⇒ 市内南北の便が通勤には適してはいない。(通学には便利)

- ③ご本人の就労に対する不安

- ・企業から採用されても、本人が辞退してしまう。

⇒ 企業には謝罪し、ご本人が希望する求人者を再度探す。



■定着サポート

(1) 内 容

1 回／月程度の企業訪問で本人と企業へ状況確認を行っている。

本人が 1 人で悩むこと無く相談相手となり、企業には本人が継続しやすい環境づくりを要請している。

(2) 就労当初

- ・ジョブコーチ制度の利用

⇒ご本人が仕事を覚えること、1 人で出勤することの不安を軽減

- ・1 週間の状況を本人・企業に確認し、本人に無理がないように配慮

⇒勤務時間の変更など

(3) 就労 1 か月以降

- ・定期的な訪問による状況確認

⇒継続に不安要素があれば、企業・ご本人と今後について相談

(4) 問題発生時

- ・ご本人から企業に対する不満

まず内容を確認

自己解決できる事 ⇒ ご本人を説得

自己解決できない事 ⇒ 企業にご本人の要望をお願いする。

- ・企業からご本人に対する不満

まず内容を確認・・・ご本人の原因であればご本人に代わって謝罪

ご本人の努力によって解決できる場合

ご本人 ⇒ 努力を促す

企業 ⇒ 結果が出るまでの時間の猶予をお願いする。

(5) 離職理由

ご本人に要因がある場合

- ・仕事に耐えられない
- ・仕事に対する不安が大きい ⇒ 体調を崩しやすい
- ・就労意欲が低い

入社後に判明する要因

- ・条件が違う
- ・人間関係

いずれの理由も始めてみてわかったこと

(6) 推進室が登録者に伝えていること

- ・ 何事も始めてみてみなければ判らない
- ・ 失敗を恐れていては、成功はない
- ・ まずは始める事が大事
- ・ ダメなら次にチャレンジすれば良い
- ・ 1人ではない！いつも推進室が一緒だから心配しないで

3. 所 感

障がい者が自立していく上で大きな課題となっているのは、地域社会における就業機会の少なさです。多くの企業では、障がい者に適した仕事を用意することが難しく、厚生労働省のデータでは民間企業に就職できる人は少なく、全体の9割以上が就業できないという現実があります。

障がい者が自分一人で就業先を見つけ、就職することは非常に困難であることがわかります。社会全体が考え、個人・団体組織が動き出し、就業できる機会を創出して、誰もが多様な職種に働くことができる社会を「協働の精神に基づき」構築していかなければならないと思いました。

